

● 鳥取県の最低賃金

平成19年10月
鳥取労働局

この最低賃金は、最低賃金法に基づいて決定されたものです。鳥取県内では、使用者は、これより低い賃金で労働者を使用することはできません。

1 鳥取県最低賃金

「鳥取県最低賃金」は、業種や規模及び常用、臨時、アルバイト・パートタイマーなどの雇用形態にかかわらず、**鳥取県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。**

最低賃金額	発効年月日
1時間621円	平成19年10月21日

2 産業別最低賃金

	最低賃金額	発効年月日
鳥取県電気機械器具、 情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業	1時間 714円	平成18年12月20日 (改正審議中)
	(注) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組立」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者については、「鳥取県最低賃金」が適用になります。	
鳥取県各種 商品小売業	最低賃金額	発効年月日
	1時間 685円	平成18年12月20日 (改正審議中)

※ 電気機械器具等製造業、各種商品小売業の事業所で働く労働者とその使用者は、産業別最低賃金が適用されます。ただし、次に掲げる者については「鳥取県最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

3 共通事項

最低賃金額の算定には、次の賃金は含まれません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金

詳細については、鳥取労働局労働基準部賃金室
又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。
鳥取労働局賃金室 電話(0857)29-1705
鳥取労働基準監督署 電話(0857)24-3211
米子労働基準監督署 電話(0859)34-2231
倉吉労働基準監督署 電話(0858)22-6274